

み どり おう ち が た
水土里ネット邑知潟



子浦川防災ダム

子浦川は、富山県氷見市の宝達山の樽見ヶ滝に源を発し、宝達志水町・羽咋市を経て羽咋市街で羽咋川に合流して日本海に注いでいる。

長年渇水・洪水に苦しめられた住民の請願により、昭和 25 年に志雄町（現、宝達志水町）下石地内において、子浦川防災ダムが着工されることとなり、同 32 年まで 8 ヶ年の歳月をかけて念願であった総貯水量 669,000m³ のダムが完成した。

その後、昭和 53 年にため池等整備事業でダム改修、平成 16 年に堤体・洪水吐改修、同 21 年に取水ゲート補修と水位計の設置工事が行なわれ、現在は、宝達志水町 7 町会と羽咋市 10 町会の農地 352 ha のかんがいと、洪水調整を行なっている。

広報：水土里ネット邑知潟 第4号

発行所 邑知潟土地改良区
〒925-0026 石川県羽咋市石野町へ 27-2
TEL (0767) 22-2020 FAX (0767) 22-9040
<http://www.outigata.or.jp>
E-mail: midori-net@outigata.or.jp

第9回 邑知潟土地改良区通常総代会



3月7日に第9回通常総代会をコスモアイル羽咋で開催しました。

総代会には、総代66名と関係町会長・干拓長、管理区委員長など78名が協力員として出席し、来賓として山邊羽咋市長、稲村県議会議員、小倉県議会議員、藤田中能登農林総合事務所長の臨席を賜った。

杉浦理事長挨拶の後、来賓祝辞、来賓紹介、祝電披露が行なわれ、池田弘総代を議長に選出して、議事に入った。

提出議案は、平成22年度土地改良施設維持管理適正化事業及び新農業水利システム事業、平成22年度一般会計・特別会計収支予算並びに規約・規程の変更の議決であり、全会一致で原案通り可決された。

通常総代会 提出議案

第1号議案	平成22年度土地改良施設維持管理適正化事業計画の議決について
第2号議案	// 新農業水利システム保全対策事業計画の議決について
第3号議案	// 一般会計収支予算の議決について
第4号議案	// 特別会計収支予算の議決について
第5号議案	// 特別会計管理区収支予算の議決について
第6号議案	// 特別会計管理区積立金収支予算の議決について
第7号議案	// 賦課金の賦課徴収方法及びその時期の議決について
第8号議案	// 一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
第9号議案	// 金銭預入先金融機関の議決について
第10号議案	// 役員の報酬について
第11号議案	邑知潟土地改良区規約、規程の変更の議決について

平成22年度邑知潟水土里ネットワーク総代会

邑知潟土地改良区総代会に引き続き、同会場において農地・水・環境保全向上対策の活動組織である邑知潟水土里ネットワークの総代会が行なわれた。

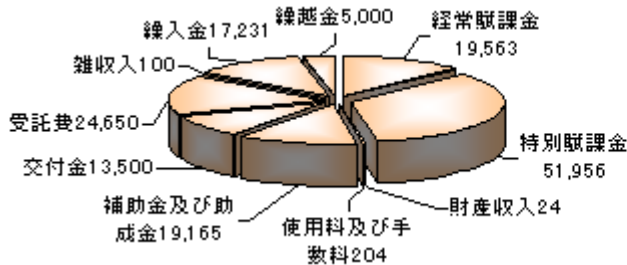
平成22年度の活動計画および同収支予算の議案審議に入り、いずれも原案通り可決承認された。最後に代表の嶋田一明氏が閉会の挨拶を述べた。



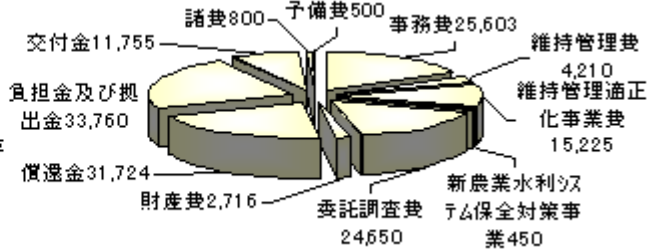
平成22年度 予算報告書

●一般会計収支予算

収入の部 (151,393 千円)

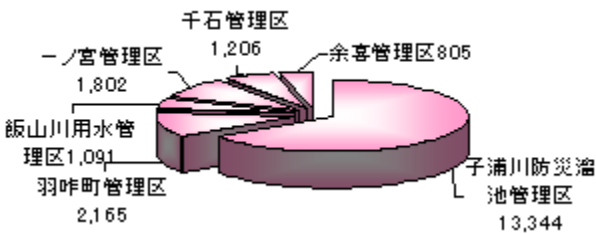


支出の部 (151,393 千円)

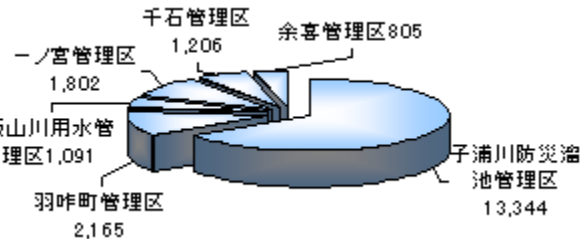


●管理区収支予算書

収入の部 (20,413 千円)



支出の部 (20,413 千円)



●特別会計収支予算

備荒積立金収支予算 41,622,000 円
 償還積立金収支予算 22,474,000 円
 管理委託施設収支予算 16,074,000 円

転用決済金積立金予算 9,590,000 円
 退職給与積立金収支予算 13,633,000 円

●賦課基準

特別会計区域	1,600 円/10a
一般会計区域	1,200 円/10a
越路野干拓地	1,000 円/10a
管理区賦課金	250 円/10a

水門負担	370 円/10a
干拓地負担	2,700 円/10a
国営県管理負担	3,270 円/10a
工事償還負担	7,200 円~8,440 円/10a

各管理区	面積(m ²)	10a 当り	各管理区	面積(m ²)	10a 当り
千路管理区 (田)	778,813	3,800 円	子浦川防災溜池管理区	3,195,361	2,250 円
千路管理区 (畑)	25,794	1,600 円	飯山川用水負担金	3,084,912	250 円
一ノ宮管理区	535,253	2,727 円	釜屋管理区	415,920	4,500 円
柳田管理区	1,063,820	3,500 円	鹿島路管理区 (田)	625,265	4,500 円
〃	145,765	4,500 円	鹿島路管理区 (畑)	16,282	4,050 円
柳田管理区 (高廻)	32,254	2,500 円	余喜管理区	2,079,000	250 円
羽咋町管理区	112,691	2,400 円	千石管理区	59,990	3,000 円

平成22年度 事業計画

● 土地改良施設維持管理適正化事業（補助率 国：30% 県：30%）

- ※ 事業内容：土地改良施設の機能低下の防止、機能回復等のため、定期的に行う必要のあるポンプの補修、ゲートの塗装、用排水路の補修、その他の整備補修に助成します。
- ※ 採択基準：団体営事業以上で造成された施設で、1施設当りの事業費が2,000千円以上の整備補修など
- ※ 新規採択：平成23年度以降新規に適正化事業に加入する町会は、6月中に土地改良区へ連絡して下さい。
（但し、新規採択については国の施策により不採択になる場合があります。）

● 国営造成施設管理体制整備促進事業「新規採択」（平成22年度から5ヵ年）

国営事業の受益地内にある用水機・頭首工の電力料・労務費・補修工事・施設費に対して37.5%（但し、内25%は地元負担）の助成金が交付される事業です。また、邑知潟周辺清掃活動・ウォーキング活動も事業の一環として同時に行っています。

● 農地・水・環境保全向上対策事業（邑知潟水土里ネットワーク）



市内48町会と共に基礎活動（江堀り・草刈り・道路補修など）、誘導活動（水路・ゲート等の簡易補修）、環境活動（花の植栽・ゴミ拾い・生き物調査等）を行っています。

広報・啓発活動の一環として、邑知潟水土里ネットワークのホームページを開設しましたので、ぜひご覧下さい。

URL <http://noutimizu.outigata.or.jp>

*** お願い・お知らせ ***

必ず届け出下さい（自己申告）

- 次に該当する組合員は変更届け出が必要で
 - ・組合員の死亡により、農地を相続した場合
 - ・住所や組合員名を変更する場合
 - ・農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合
 - ・農業者年金を受けるため経営移譲した場合
- 農地の転用にも転用申請・決済金が必要で
「土地改良法第42条2項」
 - ・農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地台帳から賦課面積が削除出来ないため、毎年賦課金がかかります。
 - ・公共事業（道路・河川・建物など）用地として転用された農地についても、転用決済金の納付が必要です。

自走式草刈機の貸出について

邑知潟水土里ネットワークが所有する草刈機を、無償で貸出しています。利用できる施設は、農道・水路敷・農地（耕作放棄地等）の農業施設です。使用後は、洗機、燃料補充して返却下さい。

町会長・干拓長・管理区委員長名で申込書を提出願います。また作業中の写真や図面も必要となります。